

生乳流通体制合理化推進事業実施要領

平成 28 年 6 月 6 日付け 28 農畜機第 1230 号承認
平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号
一部改正 平成 29 年 4 月 19 日付け 29 農畜機第 409 号承認
一部改正 平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号
一部改正 平成 30 年 4 月 19 日付け農畜機第 449 号承認
一部改正 平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）は、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、生乳流通体制の合理化の推進を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の確保及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48-1 号）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業実施主体

この事業の実施主体は、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工にかかる乳製品の販売を行う者をいう。以下同じ。）、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。ただし、第 2 の 2 の（2）のイの事業の実施にあたってはこの限りではない。）又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）であって、一般社団法人中央酪農会議会長（以下

「会長」という。)が適当と認める団体(以下「実施団体」という。)とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

1 生乳流通合理化体制整備

中酪は、実施団体が、生乳流通コストの生産者負担の軽減及び緊急時の搾乳継続を図るため、次に掲げる事業を実施するのに要する経費の一部について補助するものとする。

- (1) 実施団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会(以下「協議会」という。)の開催
- (2) 協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策並びにコスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画(以下「生乳流通合理化計画」という。)及び緊急時の搾乳継続計画(以下「搾乳継続計画」という。)の策定

2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入

中酪は、実施団体が、生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、(1)及び(2)のアの取組並びに搾乳継続計画に基づく緊急時の搾乳を継続するため、(2)のイの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

(1) 生乳流通体制合理化機器リース

第3の1に規定する生乳流通体制合理化機械装置を貸付者(実施団体が認めるリース会社をいう。以下同じ。)から導入する生乳流通合理化計画に定める借受者の第3の4の貸付期間に支払う貸付料の軽減

(2) 生乳流通体制合理化機器等整備

ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修

イ 非常用電源及び乳温記録管理システム(以下「非常用電源等」という。)の整備、生乳生産者等への支給又は貸付

第3 事業の要件

1 貸付対象機械装置の範囲

- (1) 第2の2の(1)の事業における貸付の対象となる生乳流通体制合理化機械装置(以下「貸付対象機械装置」という。)の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- (2) 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを貸付対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- (3) 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

のとする。

- (4) 貸付対象機械装置は、国又は機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものを対象としないものとする。
- (5) 貯乳タンクの導入を行う場合は、当該貯乳施設内のすべてのタンクの貯乳量が 100 トン未満のものとし、その貯乳量の低減（複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。）に係るものに限る。

2 貸付対象機械装置の借受者

第2の2の（1）の事業における借受者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 借受者が実施団体ではない場合、当該借受者は、第4の2の（1）の事業参加申込書を実施団体に提出していること。
- (2) 貸付対象機械装置のうちタンクローリーの借受者が、生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と生乳輸送業務に係る契約を締結している法人であること。
- (3) 貸付対象機械装置のうち生乳成分検査機器の借受者が、生乳生産者団体ではない場合、生乳生産者団体と乳質検査業務に係る契約を締結している法人であること。

3 貸付対象機械装置の貸付者

第2の2の（1）の事業における貸付者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 借受者が選定し、実施団体が認めたリース会社であること。
- (2) 借受者とのリース契約に際し、業務が貸付期間内に遂行できなくなった場合、貸付対象機械装置の貸付期間において、同条件で他のリース会社等を通じて事業が継続できるための措置を担保していること。

4 貸付対象機械装置の貸付期間

第2の2の（1）の事業における貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

- (1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合
貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース会社が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、リース会社が別に定めるものとする。ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。
- (2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合
貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

5 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者がリース会社に支払うものとする。

6 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。

なお、リース会社は、附加貸付料等を定めるに当たっては、実施団体から基本貸付料の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

7 貸付対象機械装置への標記

借受者は、会長の指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象機械装置に標記するものとする。

8 貯乳施設附帯機械装置等の補改修

(1) 第2の2の(2)のアの事業における補改修の対象となる貯乳施設附帯機械装置等は、実施団体が所有するものとし、直接、生乳の保管等に係るものに限る。

(2) 貯乳施設附帯機械装置等のうち、貯乳タンクの補改修を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減(複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。)に係る補改修に限る。

9 非常用電源等の管理等

実施団体は、第2の2の(2)のイの事業により、生乳生産者等に支給又は貸付を行った非常用電源等の管理等は以下のとおり行うものとする。

(1) 会計処理

実施団体は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(2) 管理利用規程等の整備

実施団体は、非常用電源等の管理に当たっては、管理利用規程及び管理台帳を整備するものとする。

(3) 貸付契約の締結等

ア 実施団体は、非常用電源等を生乳生産者等が管理利用する場合であって、貸付を行う場合は、生乳生産者等との間で貸付契約を締結するものとする。

イ アにより貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間(平成16年4月8日付け16農畜機第123号)に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)の70%(処分制限期間が10年以上のものにあつては60%。1年未満の端数切捨て)まで短縮できるものとする。ただし、貸付期間を短縮する場合は、非常用電源等の処分制限期間において、借受者の生乳生産者等が引き続き管理利用するも

のとする。

第4 事業の実施

1 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の内容等

(1) 作成に係る留意点

ア 生乳流通合理化計画

実施団体のうち、生乳受託販売事業者又はその会員が、生乳流通合理化計画を策定する場合にあつては、「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について（平成27年10月16日付け27生畜第1115号農林水産省生産局長通知）」に基づき当該生乳受託販売事業者が策定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。

イ 搾乳継続計画

搾乳継続計画を策定する場合にあつては、搾乳及び集送乳の継続に係る取組等について策定するものとする。

(2) 都道府県知事等への計画の提出

ア 実施団体は、別紙様式第1号の生乳流通合理化計画及び別紙様式第2号の搾乳継続計画を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事（以下「知事」という。）及び会長にこれを提出するものとする。

なお、生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の内容を変更した場合も同様とする。

イ 実施団体は、第2の2の(1)及び(2)のアの事業にあつては、生乳流通合理化計画を、第2の2の(2)のイの事業にあつては、搾乳継続計画を知事及び会長に提出した後、事業を実施することができるものとする。

2 借受者の事業参加申込み

(1) 第2の2の(1)の事業に参加しようとする借受者は、事前に契約しようとするリース会社を選定するとともに、別紙様式第3号の生乳流通体制合理化推進事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）を作成し、借受者が生乳生産者の場合は、次のアからキまで、それ以外の者の場合は、ウからキまでの添付書類のうち必要なものを付して、実施団体に提出するものとする。

ア 農業環境規範に基づく点検シートの写し又は GAP 取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を實踐することが確認できる書類の写し

イ 配合飼料の価格差補填に係る基本契約及び平成29年度において継続して数量契約を締結していることが確認できる書類の写し

ウ 申請する貸付対象機械装置の見積書の写し

エ 申請する貸付対象機械装置のカタログ（販売業者により原本証明さ

れたもの)

- オ リース会社とのリース契約申込書の写し
- カ 借受者が法人にあっては定款の写し
- キ その他必要な書類

(2) 貸付の決定と契約

- ア 実施団体は、(1)により事業参加申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、会長が適当と認めた場合には、借受者及びリース会社に対し、貸付決定通知を送付するものとする。
- イ 借受者は、アによる貸付決定後、リース会社との間でリース契約手続を開始するものとする。なお、リース契約には貸付対象機械装置の本体価格と基本貸付料に係る補助金額を明記するものとする。

(3) 基本貸付料の助成

生乳生産者団体は、第2の2の(1)の取組の実施に当たり、借受者がリース会社から借り受ける貸付対象機械装置の基本貸付料の3分の1以内(第6のただし書きの要件を満たす場合は2分の1以内)の経費について、リース会社を通じて助成するものとする。

3 貸付対象機械装置及び生乳流通体制合理化機器等の検収

実施団体は、貸付対象機械装置が借受者に納品された場合又は生乳流通体制合理化機器等が納品された場合は、速やかに当該生乳流通体制合理化機械装置等の検収を行い、別紙様式第4号の生乳流通体制合理化推進事業生乳流通体制合理化機械装置等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該機械装置の全景と「生乳流通体制合理化推進事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

なお、貸付対象機械装置の検収にあっては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動

実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、その構成員に対して指導するものとする。ただし、生乳生産者がGAP取得チャレンジと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

実施団体は、第2の2の(1)の事業において、借受者が生乳生産者の場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、原則として、配合飼料価格安定制度(「配

合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成 30 年度において契約を締結していることを確認するものとする。

6 事業の委託

実施団体は、この事業の一部を都道府県の全部もしくは一部の地区をその地区とする農業協同組合連合会または農業協同組合等に対し委託して行うことができるものとする。

7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 30 年度とする。

第 5 事業の推進指導等

1 実施団体は、中酪及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

2 借受者及びリース会社は、実施団体の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

第 6 中酪の補助等

中酪は、予算の範囲内において、別表 2 に定める補助対象経費及び補助率により、第 2 に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。ただし、次の 1 又は 2 のいずれかを満たしている場合、又は平成 32 年度までに満たすと見込まれる場合は、別表 2 の事業の種類の欄の 2 の事業について、補助率を 2 分の 1 以内とする。

1 事業の対象となる地域（生乳受託販売事業者及び生乳買取販売事業者（以下「生乳販売事業者」という。）にあっては当該生乳販売事業者が管轄する区域、都府県にあっては都府県の区域とする。以下同じ。）において、生産者から生乳販売事業者までの生乳販売が生乳販売事業者を含めて 2 団体以下により行われていること。

2 事業の対象となる地域において、この事業により合理化を図ろうとする業務に係る生産者負担額の単価が一律の額で定められていること。

第 7 補助金交付の手続等

1 実施団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、別紙様式第 5 号の生乳流通体制合理化推進事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、会長が別に定める期日までに会長に提出するものと

する。

また、実施団体は、当該事業実施計画に係る補助金交付申請書の写しを知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

実施団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第6号の生乳流通体制合理化推進事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 実施団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第7号の生乳流通体制合理化推進事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

実施団体は、当該年度に実施した事業の実績について、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の3月10日のいずれか早い期日までに、別紙様式第8号の生乳流通体制合理化推進事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

また、実施団体は、当該実績報告に係る実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

第8 貸付対象機械装置の維持管理等

1 維持管理

- (1) 第2の2の(1)の事業を実施した場合、以下のとおりとする。
 - ア 借受者は、リース会社とのリース契約に従い、善良なる管理者の注意をもって貸付対象機械装置を維持管理し、貸付期間において使用しなければならない。
 - イ 借受者は、貸付対象機械装置の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。
 - ウ 借受者は、貸付対象機械装置の性質に応じて、リース会社等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- (2) 第2の2の(2)の事業を実施した場合、以下のとおりとする。

- ア 実施団体は、善良なる管理者の注意をもって生乳流通体制合理化機器等を維持管理し、処分制限期間において使用しなければならない。
- イ 実施団体は、生乳流通体制合理化機器等の維持管理及び使用状況について、記録しておくものとする。
- 2 中酪は、実施団体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該貸付対象機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、借受者、リース会社に対して補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。
- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた貸付対象機械装置が消滅または消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき
- 3 事業の中止等による返還
- 貸付期間内において、借受者が事業を中止しようとする場合は、貸付対象機械装置に係る補助金について、リース会社は貸付期間に応じて会長が別に定める額を、会長に返還するものとする。
- 4 会長の指示による返還
- 会長は、2から3以外の場合、必要に応じてリース会社に補助金の返還を求めることができるものとする。
- 5 返還のための対応
- リース会社は、借受者との間でリース契約を締結するに当たり、事業の中止等を含め、補助額の返還を担保できる措置を契約内容に盛り込むことができるものとする。

第9 運営状況等の報告

- 1 第3の9の(3)のアにより非常用電源等を借り受けた生乳生産者等は、借り受けた非常用電源等（取得価格が50万円未満のものを除く。）について、管理報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から5年間、実施団体に提出するものとする。
- 2 実施団体は、第2の2の事業において導入した貸付対象機械装置及び生乳流通体制合理化機器等（取得価格が50万円未満のものを除く。1により提出のあった報告書を含む。）について、別紙様式第9号の生乳流通体制合理化推進事業運営状況等報告書を作成し、整備した年度の翌年度から5年間、毎年度、6月20日までに会長へ提出するものとする。

第10 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 実施団体は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 2 実施団体は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実施団体は、1 のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 10 号の生乳流通体制合理化推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について、適正化法第 15 条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年 6 月 20 日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

第 11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

実施団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じ、実施団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

附 則（平成 28 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 89 号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日付け中酪（業務）発第 42 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 23 日付け中酪（業務）発第 54 号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

貸付対象機械装置	内 容
タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。
生乳冷却機器（バルククーラー等）	
生乳成分検査機器	
貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）	

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 生乳流通合理化体制整備	<p>生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催</p> <p>(2) 集送乳方法の見直しや、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策等を定める生乳流通合理化計画又は緊急時の搾乳継続計画の策定</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入	<p>(1) 生乳生産者団体が、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>(2) 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修に要する経費</p> <p>(3) 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備に要する経費</p>	<p>(貸付対象機械装置価額－譲渡額) 又は {貸付対象機械装置価額×(貸付期間/法定耐用年数)} のいずれか低い額の1/3以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p> <p>1/3以内</p> <p>ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内</p>